

# ぐんま自治研ニュース

No.134

2018年2月9日発行

- 1 2017年衆議院議員総選挙の結果と今後の争点  
高崎経済大学大学院地域政策研究科長 増田 正 …… 01
- 2 群馬県議会報告  
自治労群馬県本部特別中央執行委員  
群馬県議会議員 後藤 克己 …… 06
- 3 高崎市議会報告  
自治労群馬県本部特別中央執行委員  
高崎市議会議員 林 恒徳 …… 08
- 4 太田市議会報告  
自治労群馬県本部特別中央執行委員  
太田市議会議員 八木田恭之 …… 12
- 5 やってみよう、私のまちの財政分析：基礎編  
編集部 …… 14
- 6 一般財団法人 群馬県地方自治研究センター入手資料 …… 20

## 2017 年衆議院議員総選挙の結果と今後の争点

高崎経済大学大学院 地域政策研究科長 増田 正



### 1 自公連立政権の現状維持

2017 年 10 月 22 日に投開票された第 48 回衆議院議員総選挙は、連立与党の圧勝に終わった。いつでも選挙が終われば、勝敗ばかりがクローズアップされることとなり、選挙の意義を問うこと自体が差し控えられる傾向が強まる。たしかに選挙というものは、国民に議席数に還元された唯一無二の客観的な「現実」を突きつけるから、こうあるべきだといった「理念」や問われるべき「意義」のような抽象的な観念は、はるか後景に追いやられ、かすみがちだ。

戦後最小の 465 議席をめぐる争われた総選挙は、自民党の議席数は 284 議席と変わらず、立憲民主党が 55 議席と躍進したものの、その他の政党は軒並み振るわなかった。連立与党の一角をなす公明党も例外ではなく、5 議席減の 29 議席となり、神奈川 6 区では政権復帰後初の小選挙区での敗北を喫した。なお、各党の議席数は、朝日デジタルの「2017 衆院選」の結果によっている。選挙結果は、無所属・追加公認候補などの扱いにより、各紙の数値はやや異なる。

	自民	公明	維新	希望	立憲	共産	社民	無(与)	無(野)
計	284	29	11	50	55	12	2	1	21
公示前	284	34	14	57	15	21	2	11	27

※参考：朝日デジタル [www.asahi.com/senkyo/senkyo2017/](http://www.asahi.com/senkyo/senkyo2017/)

立憲民主党が躍進したのは、何よりも野党の結集軸を体現した「わかりやすさ」によるものだった。希望の党の小池百合子代表による「排除」の発言以降、民進党出身者の候補者選別の流れがあからさまに顕在化する中で、梯子を外された形の枝野新党には、有権者の判官びいきも

手伝って、急速な支持が集まることとなった。

野党の要求を 3 か月以上にわたってはねつけ続け、9 月 28 日によやく開かれた臨時国会において、安倍首相は冒頭解散に打って出た。10 月 10 日公示、公選法に定める衆議院議員総選挙の選挙運動期間 12 日間を経て、10 月 22 日投開票の短期決戦は、チャレンジャーである野党にとってはあまりに短すぎた。現状維持の流れは、安倍首相の戦略的解散によって決定づけられた。

そもそも、首相が衆議院の解散権を専権的に行使してよいという説明は、永田町ではほぼ常識になっているが、憲法学的にはっきりとした根拠のあるものではない。一般に解散には 7 条解散と 69 条解散があるとされる。このうち、内閣不信任案が成立した際の 69 条解散は、総辞職か衆院解散かという二者択一のうちの、やむにやまれぬ解散であり、そこを問題視する議論はほとんど見受けられない。問題は 7 条解散である。

歴史を振り返れば、GHQ は 7 条による天皇の国事行為を根拠とした解散を認めていなかった。政府による解散権の乱用にくぎを刺した形である。そのため、吉田茂が 1952 年 8 月 26 日に「抜き打ち解散」に打って出られたのは、同年 4 月 28 日にわが国が独立を回復していたからに他ならない。しかし、これ以降、首相による解散権の行使が事実上追認されていくことになる。

イギリスでは、首相はしばしば戦略的に解散権を行使してきた。首相は支持率の高いときを狙って解散権を行使すれば、

与党の勝利の見通しが高くなるため、中央政府の影響下にある中央銀行の公定歩合を下げるなどしながら、景気を刺激しつつ、公共投資を増やし、好景気の循環を人為的に作り出したうえで、解散を行うとも言われてきた。選挙が終われば、行き過ぎた景気の過熱を避けるため、ストップをかける姿勢に転じることから、俗に「ストップ・ゴー政策」と呼ばれる。ケインズ主義的な経済政策は一定の成功をおさめたが、70年代にはイギリス病が蔓延し、イギリス流の「合意の政治」は、サッチャーの登場により見直しを迫られることになる。その後、イギリスでは、2011年に議会任期固定法が制定され、従前のような政府の自己都合による解散は不可能になった。

## 2 野党共闘の崩壊と民進党の迷走

首相の仕掛けた不意打ち解散は、国難突破解散と銘打たれ、「消費税の使い道の見直し」や「北朝鮮問題」などを明示的な争点とすることで正当化された。首相による解散表明が9月25日になされ、野党も遅ればせながら、選挙準備を本格化させていく。こうして永田町に解散風が吹き始めると、もはや誰もこの流れを押しとどめることはできなくなる。

安保法制以来、民進、共産、自由、社民には野党四党の共闘枠組みがあった。民進党内には、野党四党の共闘継続に積極的なグループと、とくに共産党との共闘に批判的なグループが混在しており、主導権争いが活発化していた。2017年9月1日の民進党代表選挙の結果、国会議員、公認予定者、地方議員、党員・サポーター票のいずれも優位に立った前原誠司元代表が、枝野幸男元官房長官を抑えて、新代表に就任した。民進党の新執行部が常任委員会に報告されたのは9月19日

にずれ込んだ。この時点で枝野氏は代表代行に収まり、団結して選挙に突き進むものと見られた。

しかし、前原代表は、9月28日の党両院議員総会で、唐突に希望の党への合流を発表し、「政権交代を実現する大きなプラットフォームをもう一度、我々自身が作る」と述べた。いかにも拙速で、先行きも見通せないままの危険な解党宣言であった。解党することが新代表の最初の仕事とはあまりに皮肉である。この後、9月29日、希望の党の小池代表が「排除いたします」の宣言とともに、民進党内の安保法制反対派（リベラル派と称されているが不正確な用語である）を排除する姿勢に転じたことで、民進党内の分裂と、結果として希望の党の支持率急落を招いた。

民進党は選挙後も解党せず、現在でも参議院民進会派と地方組織が残存しているところを見ると、どのように取り繕おうとも、前原代表の希望の党への「抱きつき合流」は、名実ともに選挙戦略であったとしか評価しようがない。民進党が二大政党制の一角を目指すなら、信頼できる政権公約（マニフェスト）を掲げ、10年、20年をかけて、地道に支持を広げていくしかないはずだ。今回の抱きつき合流は、結果として野党分裂しかもたらさなかった。

民主党が下野したのは2012年12月であり、それから5年しか経過していない。その間、民主党、後継の民進党は、国民から信頼される政党に脱皮したのだろうか。残念ながら否である。それはまるで55年体制下の野党のあり方を見るようだ。

野党共闘の評価は、一筋縄ではいかない。憲法改正阻止の一点で共闘し、仮に与党に憲法発議が可能となる3分の2を獲得させないことが最重要な目標であるとしても、それだけでは不十分である。

野党間に統一した政権公約やビジョンがなければ、野党共闘は所詮絵に描いた餅に終わるだろう。あるいは、行きつく先は争点ごとに瓦解するガラス細工の連立である。

2009年のいわゆる民主党政権（鳩山内閣）は、民主党中心の三党連立政権であった。しかも、選挙前に政権の枠組みに合意していたのではなく、選挙後に民主、社民、国民新党による三党合意がなされたに過ぎない。議席数をベースにした事後的・便宜的な政権合意はもろいものだ。1993年の細川内閣しかり、2009年の鳩山内閣しかりである。我が国では、自公（連立与党）でさえ共同綱領を発表することはなく、いつも議席数を見ながら、数合わせ的に選挙後に政策のすり合わせがなされることが常態だ。

民進党が立憲民主党、希望の党、無所属の会に分裂したことは、民進党内の政策的差異を反映してのことであった。選挙直前に野党が空中分解したことで、自公連立政権の勝利は確定的なものとなった。

### 3 希望の党の失速と立憲民主党の躍進

安倍首相が仕掛けた解散劇に対して、前原代表は一発逆転を狙って、野党第一党の「解党」という奇策を繰り出した。安倍政権に対抗する大きな「プラットフォーム」を目指すとは言ったものの、その実質的な狙いが共産党の排除であることは誰の目にも明らかだった。当時、野党の支持は伸び悩んでいたから、新党効果で風を起し、小池ブームに便乗するはずだったのだろう。しかし、小池都知事が排除の論理を振りかざしたことに加え、自身は都政に専念し、衆議院議員選挙に立候補しないと明言したことで、希望の党への期待感は急速にしぼんでし

まった。

国会において首相指名投票が行われる我が国において、公党が首相候補を明らかにしないまま効果的に選挙戦を遂行することはおおよそ不可能である。とくに近年は官邸主導が強まり、首相がリーダーシップを発揮する局面が目立っている。こうした傾向は、イギリスをはじめ、世界的に見られるとされ、首相の大統領化と呼ばれることがある。我が国では、中央省庁改革による内閣府の創設もそれを補強しているかのようである。したがって、大将不在の選挙戦など、政権アピールの機会を自ら失しているも同然の愚行であろう。

安保法制反対の野党結集路線は、保守政治家たる小池都知事の基本政治姿勢とは、大いに矛盾していた。そこを無視した数合わせの合流は、希望の党側の意向により、もろくも崩れ去った。状況が不確実なまま、政治的な賭けに打って出た前原代表の完全な失敗である。

奇しくも、排除の論理を最初に振りかざしたのは、1996年総選挙の際の旧民主党であった。旧民主党は、新党さきがけと社民党（1996年1月社会党から改称）などが合流して結成されたが、結成時に排除されたのが武村正義元蔵相（さきがけ）や村山富市元首相（社民党）らであった。この時、前原氏も枝野氏もさきがけ合流組であったから、歴史の皮肉とあてこすられた。排除の論理に共通するのは、前政権のイメージを体現する少数の実力者を意図的に排除するところである。

先に述べたように、2017年衆議院議員総選挙では、立憲民主党が躍進した。筆者の見るところ、その理由は政治姿勢のわかりやすさである。①与党（自民党、公明党）、②憲法改正をタブー視しない野党内改憲勢力（日本維新の会、希望の党）、③旧野党4党の政策路線に沿った野党共

闘（立憲民主党、日本共産党、社民党）とまとめてしまえば、野党的立場は、③においてとくに鮮明となる。旧来の野党抵抗路線は、55年体制下に形成された外交・防衛争点に沿って活性化するから、野党系の有権者も動員しやすくなる。立憲民主党の善戦は、こうして旧来の野党支持層を刺激する形で形成されたものであろう。

#### 4 野党の結集軸は何か

我が国で、小選挙区比例代表並立制が導入されたとき、自民党、新進党の保守二大政党に加え、「第3極」結集の必要性が論じられ、当時、それらは「社民リベラル」勢力などと呼ばれた。社民リベラルとは何を指すのか分かりにくいものの、社会民主主義とリベラル（自由主義）が並置または連結されている点で、非保守的でありながら、進歩主義に軸足を置いた一定の幅のある政策的立場を示すものとしては理解できた。

今日、マスコミ等では「革新」という呼称が急速に消滅し、単純に「リベラル」への置き換えが進んでいる。だが、リベラルを進歩主義の意味で使うのは、アメリカの用法の借用であり、自称保守主義者から共産主義者までを包含する「日本的リベラル」の用法は、指し示すものが「野党」の言い換えでしかないため、積極的な自己定義が難しいという特徴がある。

2016年民進党代表選の際、蓮舫氏は、「リベラル派（＝ここでは、共産党寄りの意味）」との批判をかわすため、産経新聞のインタビューにおいて自らを「保守主義者」と称した。蓮舫氏がどのような意味において保守主義者なのか、筆者にはわからない。だが、ここまできると、保守も、リベラルも、ひとしく無意味で空疎な記号でしかないのではないか。

共産党との関係については、フランスの社共共闘が一つのモデルにはなる。70年代に共同綱領まで進んだフランス社会党・共産党は、二回投票制下による選挙協力の要請があったとはいえ、相当踏み込んだものであった。ミッテラン当選後のモーロワ内閣では、フランス共産党を閣内に取り込んだ。とはいえ、ミッテランの政策転換は早く、現実主義路線化したファビウス内閣では共産党は閣外に去ることになった。

その後も、フランス共産党の勢力低迷は、長期的かつ押しとどめ難い傾向となっている。共産党が閣内に復帰したのは、1997年国民議会選挙であり、「複数左翼」の一員として、ジョスパン内閣に参加した。複数左翼は、共産党、社会党、左翼急進党、緑の党などの選挙連合であった。2012年以降のオランダ政権下では、共産党は政権に参画していない。共産党は選挙戦略上、恒常的なパートナーだが、あくまで政権形成の主導権はフランス社会党の側にあるのだ。

我が国における野党結集は、55年体制の崩壊以降、非自民・非共産である。2017年衆議院総選挙後、社民党が議席減から有意な勢力ではなくなり、野党第一党と共産党が見かけ上、政策的に近くなった。

立憲民主党が55議席と躍進したとはいえ、共産党が9議席減の12議席、社民党が増減なしの2議席という状況では、野党勢力の結集は大きな力とはならない。それこそ、野党は地道に政策を訴え、政権獲得の展望を描ける程度まで、支持を拡大させていくしかないのではないか。

#### 5 革新から社会的リベラルへ

かつてTPPへの交渉参加に反対していたはずの自民党がTPPに邁進し、トラン

プ大統領によるアメリカの交渉離脱後も、アメリカなき11か国TPP協議を推進している。2017年11月11日には、外務省から11か国による大筋合意が発表された。2012年総選挙のマニフェストは、野党時代の自民党が作成したもので、国内的に意見の分かれるもの、反対勢力の選挙動員に役に立つものなら、何でも利用するという典型的な野党型公約の一例であった。その後、与党となった自民党は、2014年のマニフェストで「特にTPP交渉は、わが党や国会の決議を踏まえ、国益の道を推進」と転換している。賛成論にも反対論にも与せず、国益を前面に押し出し、煙に巻いた形だ。

2017年総選挙において野党が敗北した理由には、野党勢力の四分五裂が大きく響いていることはもちろんだ。それに付け加えれば、信頼できる勢力結集ができなかったばかりか、掲げる政策もいかにも付け焼刃であり、国民の負託に応えられるものではなかったこともあるのではないか。最も典型的には、希望の党のマニフェストがあげられよう。消費税増税凍結、原発ゼロ、ダイバーシティ、憲法改正を同時に進める保守政党とはいったい何であるのか。12のゼロに至っては、思い付きと無責任の羅列にしか見えなかった。

立憲民主党は野党の中では国民の支持を一番受けた形となり、躍進した。「国民との約束」を5つ掲げ、「まっとうな政治。」とのキャッチコピーは、メッセージ性がつよく、効果的な宣伝に成功した形だ。しかしながら、立憲民主党の場合、結党からの時間があまりに浅く、5つの約束を掲げるのが精一杯だったのではないか。①暮らしの立て直し、②原発ゼロ、③ともに支えあう社会、④情報公開、⑤立憲主義と訴えつつ、立憲主義を最後に回したあたりに、理想を掲げつつ、現実的に振舞

おうとする意図が感じられないわけではない。

我が国では、政党政治において、進歩と社会的公正を基調とする「社会的リベラル」の対抗軸が十分に打ち出されていないように筆者には思える。「社会的リベラル」の概念は、一般的にはあまり使われていないが、個人の自由を尊重し、社会政策的に寛容という意味である。

野党の結集は、最大公約数的な「立憲主義」や「護憲」のスローガンに偏りがちで、55年体制下のイデオロギー論争の系譜とほとんど区別がつかない。枝野代表は、選挙戦終盤に「右でも左でもなく前へ」との訴えを行った。マクロン新党「共和国前進！」の主張に似ており、旧来型の左右対立を嫌った形だ。しかし、立憲民主党は、③「個人の権利を尊重し、ともに支えあう社会の実現」を目指しているが、具体的な政策に対する言及が必ずしも十分ではなく、結果として③「社会的リベラル」争点の設定には成功しなかったのではないか。

マクロン新党が90パーセント新人候補で占められたのと比べると、立憲民主党の回顧主義が露わになる。また、マクロン新党の立候補者数は男女ほぼ同数（女性50.3%）、当選者でも47%が女性であった。野党には、自らの保身ではなく、社会的公正を促進させる具体的な行動と提案が必要なのではないか。

## 6 野党結集と今後の展開

2017年衆院選を終え、元民進党から分離した立憲民主党、希望の党、民進党（参議院）、無所属の会の帰趨が焦点となっている。簡単に言えば、長いスパンで、国民に訴える政策提案が何にも増して肝要であり、「一時的な議席増」を目的とした再編・共闘は、結局のところ、有権者に

見透かされるはずだ。

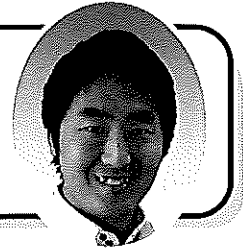
選挙の直前に慌てて数合わせを行うのではなく、野党各党は、次の総選挙に向けた総合的な政策づくりを早急に開始し

てほしいものだ。プラットフォームとは、その土台のことを言うのである。

与野党を問わず、政策的に実のある論戦を期待したい。

## 群馬県議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員  
群馬県議会議員 後藤 克己



### 公共交通再生

#### ～「5つの公共交通軸」を提唱～

##### (1) バス路線をスマホで検索する時代

公共交通再生への根本的な政策は、車に依存しない「まちづくり」へ転換することですが、それは中長期的な視野を持って取り組まなければなりません。

一方、短期的な視点での施策として、公共交通の利便性を高めて、県民の目を公共交通に向けさせることが重要です。

後藤は、本会議において、長野県の「信州ナビ」の取り組みを紹介。

従来のスマートフォンなどの乗換案内アプリでは、鉄道の路線・時刻は検索できても、バス路線はできませんが、「信州ナビ」は県内のバス路線の検索を可能にし、例えば駅から観光地までの乗継でも、スマートフォンで瞬時に検索できる画期的なアプリを県独自に開発しています。

後藤は、本県でも、乗り継ぎ方が分からないためにバスを敬遠する方や、他県や外国からの観光誘客を進めるためにも、このような利便性の高いソフト施策が必要ではないかと提案しています。

県もこれに倣い、更に一步進めて、県内の鉄道・バス路線データをインターネット上で公開し、既存の乗換案内アプリでも県内のバス路線が一発検索できるよう、次年度への事業化を進める方針です。

##### (2) 「5つの公共交通軸」を提唱

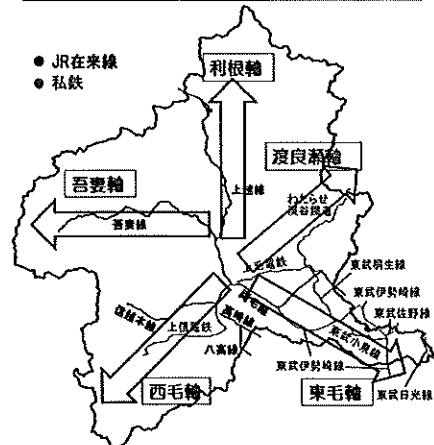
大澤知事の掲げる「7つの交通軸」は、県内全域に幹線道路整備を強力に推し進める施策ですが、後藤は、新たな時代の交通軸として、「5つの公共交通軸」を提唱しています。

公共交通を軸としたまちづくりの先進地とされる富山市では、「富山市公共交通活性化計画」の中で、鉄道と主要バス路線を「公共交通軸」と位置付け、数値目標を掲げて活性化策を進めています。

群馬県においても、JR、私鉄等の路線が、県央部から概ね5方向の軸に広がっていることから、これを「公共交通軸」と位置付け、活性化策を強力に進めるべきと提言しています。

県も、「公共交通軸」という考えを取り入れ、概ね5年程度で効果が出るような利用促進のためのアクションプログラムを策定する方針を示しています。

#### 群馬県が取り組む5つの鉄道交通軸



## 山村地域再生 ～「移住1%戦略」を群馬で～

### (1) 加速する「地方移住」の流れ

近年、首都圏の若者を中心に、「地方移住」の流れが強まっています。H26年度の農業白書では、都市住民の3割強、20代の若者に至っては5割弱が農村に定住したいという意向があるという調査結果を示しています。

また、明治大学・NHK・毎日新聞の共同調査において、H26年度の地方移住者数が1万人を超えたことが大きく報道されました。ここで注目すべき点は、移住が集中しているのは、山陰地方と中部地方という、多くの過疎・山村地域を抱える県であるということです（別表）。これらの県では、地方創生などと叫ばれる遙か以前から危機感を持って移住促進に取り組んできたことが実を結んでいると言えます。

### H26年度移住者数トップ5

①岡山県	1,737人
②鳥取県	1,246人
③長野県	953人
④島根県	873人
⑤岐阜県	782人

(参考) ⑩群馬県 135人  
(明治大学・NHK・毎日新聞調査)

### (2) 島根発「移住1%戦略」を实践

後藤は、地方移住のトップランナーである島根県の移住促進策を長年牽引し、政府の検討会等の委員を多数務めてきた藤山浩氏を招へいし、連合群馬議員懇談会で学習会を開催しました。

藤山氏の提唱する「移住1%戦略」のエッセンスは極めて明快で、①自治会レベルの小さな地域単位で目標を定める。②地

域人口の1%ずつ毎年コツコツと移住させる。というものです。藤山氏は島根県の全域を自治会単位で分析し、「移住1%戦略」を推進。結果、「限界集落」と言われるような状況を脱している地域がどんどん増えています。

群馬県も総合計画の中で「県への移住者数500人」という目標値を掲げていますが、残念ながら地域ごとの目標を積み上げた数字ではないため、目標達成のための戦略に具体性がありません。

後藤は、高崎のある人口2千人の農村地域を自ら分析し、「移住1%戦略」を作成。そして、地域の区長等呼びかけて学習会を開催しました。2千人の1%、つまり毎年20人移住というリアリティのある目標値であることから、参加者からも具体的な意見が多く出されました。

この経験をもとに、群馬県でも地域レベルで「移住1%」戦略を作れるよう、シンクタンク的な役割を果たすべきと提言しています。

## コンベンション施設計画 ～知事、「建設費増額しない」と明言～

高崎競馬場跡地のコンベンション施設建設計画に対し、これまでリベラル群馬は、①県民理解が進んでない。②建設コストが高騰している。といった理由から建設を急がず慎重に計画を検討すべきと主張してきました。

しかし、議会の多数派が推進の立場を取る中、今年度中に着工という段階となったことから、これ以上の財政負担を県民に強いさせないよう歯止めをかけるという視点からチェックをしています。

後藤が懸念する点の1つは、計画どおりの稼働率にならない場合に、補助金を出して無理やり利用者を増やすという「禁じ手」を使うことです。現に新潟県では、



朱鷺メッセの利用者に最大1千万円超の補助金が出されています。

後藤は、「収支は1億円の黒字」と胸を張る大澤知事に対し、ならば、新潟県のような補助金を出すことはあり得ないことを知事に再三に渡って迫り、「補助金は作らない」と明言する答弁を得ています。

今回、もう1つの懸念として、公共事業は「小さく産んで大きく育てる」と言われるように、当初の設計金額の1.5倍くらいに建設費が膨らむことは珍しくありません。ましてやオリンピック需要

等により建設コストが高騰しているこの時期を避けるべきと再三指摘してきました。

しかし、そのような指摘を顧みず知事が建設を急ぐ以上、後藤は知事に対し、「この時期でも大丈夫と判断しているならば、これ以上の建設費増額はないと明言すべきではないか」と追及。知事も最終的には「増額を行わない」と答弁しました。

今後も、これらの重要な答弁が反故にされないよう、引き続きチェックしていく所存です。

## 高崎市議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員  
高崎市議会議員 林 つねよし



### はじめに

2017年の議員、林恒徳としての活動は9月末までは高崎市議会副議長として、10月からは一議員としての活動でした。

高崎市議会副議長とは、議長の補佐であり、議長が対応できないときにその代理として行動することになります。

高崎市議会議長の活動は、ほぼ毎日、昼食時間と夕食時間は何らかの行事が入り、そして、昼間も、様々公務が入ります。

副議長の公務は常任委員長より少ない場合もありますが、議長不在時での対応が求められ、平日はほぼ午前9時ごろから午後4時半まで何もなくても副議長室にいななければいけない感じになります。

後で聞いた話ですが、4月くらいまではよく分からず普通に議員として活動してきたのですが、どうも議長に対して最大会派から、副議長は不在が多いというクレームが入っていたということでした。

ただ、議長や他の人からは何も言われませんでした。何となくその空気に気

が付き、4月途中からは特に用務がなくとも副議長室にすることが多くなりました。

職場訪問や地元のあいさつ回りなど、議員としての基本活動が制限されることは非常に厳しいものとして感じたところでした。

### 9月定例会

さて、副議長を退任した平成29年第4回定例会は、9月7日～27日までの21日間、開催されました。

高崎市の平成28年度、特別会計まで含めた決算額は、

歳入が 2,190億 7,517万円で前年に比べ 31億 7,225万円の増  
歳出が 2,413億 3,834万円で前年に比べ 47億 1,172万円の増でした。

一般会計では、  
歳入が 1,668億 2,303万円で前年に比べ 21億 6,357万円の増  
歳出が 1,618億 1,680万円で前年に比

べ 43億105万円の増でした。

執行部での説明は税収の増などの話がありましたが、一般財源は予算の伸びほど増えているわけではなく、また、普通交付税は、合併特例期間がなくなり、減少するようになってきているため、財政的に厳しいはずなのですが、この辺りの理解が難しいところです。

土木債関係が増えているのは事実ですが、その借金の数字が大きく増えているわけではなく、市役所本庁舎の建て替えによる市債の償還が終了し、かわりに、高崎アリーナや文化芸術センター（仮称）の建設に関わる市債の発行が取って代わる形で行われ、全体として大きな変動がなく、歳入歳出ともに増えたという形でした。

福祉の財政面では、障害者福祉の予算が毎年堅調に伸びており、個々の上昇が止まらないことに市長も一抹の不安を抱えているようですが、対処をあやまると住民サービスの切り下げにつながるものであり、現状の推移を見守る形になっています。ただ、職員側に対しては、無言の圧力ともいえるものが、住民との摩擦を生みかねない問題もあり、今後も注視する必要があると考えます。

## 衆議院議員選挙

副議長を退任して、地元に戻り、久しぶりに地域活動をした矢先に衆議院が解散し、第4区総支部として活動をした10月でした。

この10月の解散総選挙は、議長会の研修会において、その時の講演をしていた方から十分に可能性のあるものと指摘をされていました。なぜ10月なのか。それは、自民党総裁選の取り扱いで、この9月に総裁任期の改正により、3年任期、9年まで延長されました。そして、

現在の安倍首相が東京オリンピックの終了するまで自民党総裁でいることができる仕組み作りが自民党内でできるときでした。

そして、2020年の東京オリンピックまでは、衆議院の解散をしなくてもよい状況と考えると、このタイミングが一番早く、これ以上後になると野党共闘により、自民党が大きく負ける可能性があり、自民党としては最善のタイミングであるということでした。

自民党が一番恐れていたことは野党共闘による敗北であり、そうならないための布石を裏では動いていたのではないかと今になっては感じられます。特に解散が決まった時から、希望の党、前原代表の発言による混乱は、自民党を利するものだったと考えています。

4区では候補者が希望の党を選択しましたが、4区役員の多くは枝野さんが立ち上げた立憲民主党を支持しておりました。9月30日の役員会に際しては、まだ希望の党の方が勢いがあり、無党派層の多い高崎市を選挙区として考えると希望の党の選択は決して間違いであるとは思えませんが、10月上旬から投票日までの間の立憲民主党への風を考えるとほかの選択肢もあったのではないかと考えてしまいます。

ご支援いただいた組合員の皆さんに対しては結果を出せなかった事実は反省させていただき、また次へと続く糧とさせていただきますたいと思います。

## 12月定例会

平成29年第5回定例会は、11月29日（水）～12月13日（水）までの15日間で開催されました。ここに何度も書かせていただきますが、12月定例会においてもろもろ議案はありますが、職員人

件費について増減をするのは、この議会になっているのが高崎市の通例です。

ただ、ここ数年、当初の議案に間に合うような形で、人事院勧告の実施についての法改正が国においてされることが少なく、今回も当初では、4月に人事異動に伴う各課の人件費、これは削減されることが多いのですが、補正予算案として提案され、最終日に人事院勧告に伴うプラスの補正が、委員会付託無しで上程され、可決されました。

この議会では職員の退職金の削減の条例も出ており、この取り扱いについて共産党が、反対討論をしたところですが、一部発言に、ひやひやししながら聞いてい

ました。

### 終わりに

10月のオーパ高崎のオープンをはじめ、今高崎は集客について大きく成果を出し始めている時期になります。

そんな時、高崎に着たら何を食べたらいと聞かれたときに対応できるよう『絶メシ』プロジェクトを秋から始めました。今いる主人ができなくなればやめてしまうようなお店ということですが、なかなか好評を得ています。

現在登録されているお店は以下のとおりになります。

No.	店名	キャッチコピー	所在地
1	茶々	創業15年の焼きまんじゅう屋	鶴見町5-1
2	一二三食堂	ソースかつ丼の名店	宮元町266
3	アベニュー	老舗パン屋	田町86-3
4	可楽	半世紀続く町中華	あら町6-20
5	松島軒	創業80年の大衆食堂	若松町5-6
6	太洋軒	老夫婦が営む老舗食堂	下室田町856
7	からみ屋	群馬カレー界のゴッドファーザー	下小鳥町67-5
8	陽気軒	進化し続ける本格中華定食屋	吉井町塩川37-4
9	大豪	異端系食堂	上大類町1050-5
10	魚籠屋	極上の田舎メシ	榛名山町360
11	山木屋	老舗ホルモン焼店	下室田町1113
13	満寿池	ます重の名店	倉淵町権田12-1
14	オリタ	焼きまんじゅうの老舗	田町108
15	コンパル	高崎が誇る名喫茶	鞆町62
16	デルムンド	幸せになるスパゲッティ	通町141-3
17	きらく	今は無き絶メシ店	
18	ピクルス双葉町店	朝5時から営業のサンドイッチ屋	双葉町11-11
19	いし田珈琲	群馬コーヒー界のレジェンド	新田町1-3
20	からさき食堂	高経大生が通い詰める学生食堂	下小埜町773
21	菊乃屋	“サクやわ”ヒレカツ重	本町51
22	すみれ食堂	ステキなママとうまい焼きそば	宮元町2
23	あづまや	コシありすぎの田舎うどん	福島町802-6
24	香珍	“神秘の麺”を打つという職人	元島名町249-1
25	かもしか	元祖「高崎洋食」のDNAを継承	飯塚町1173-2
26	来来	極上の担々麺&本格ちゃんこ鍋	柳川町35
27	うかい亭 一花	極上エビフライに極厚とんかつ	緑町1-27-6

以上が現在までに登録のあるお店です。高崎にいらしたらぜひ寄ってみてください。

あと、高崎といえば職員の動員がよく話題になりますが、この夏の台風に際しての報告を載せさせていただきます。

#### ①台風5号への対応

経過 8月7日 13時15分 警戒本部設置  
 18時00分 指定避難所(124箇所)開設  
 19時38分 大雨警報発表  
 20時10分 土砂災害警戒情報発表  
 災害対策本部設置(警戒本部より移行)  
 20時30分 避難勧告発令133世帯214名  
 22時35分 土砂災害警戒情報解除  
 8月8日 09時40分 避難勧告解除  
 10時25分 災害対策本部解散

警戒態勢 合計291名

- ・災害警戒対応(避難所開設、災害対応)184名
- ・緊急応援隊等(巡回広報、避難者輸送)86名
- ・バス輸送支援21名

避難情報・避難勧告による避難 3箇所 合計26名

上室田小学校20名、中室田小学校3名、榛名湖温泉ゆうすげ3名

- ・自主避難7箇所 合計16名

#### ②台風18号への対応

警戒態勢 合計139名

- ・災害警戒対応(災害対応、庁舎一部開放)101名
- ・緊急応援隊(避難者輸送)38名

衆議院選挙の投票日もまさに、台風が直撃し、投票場になっている体育館が避難場所として夕方から解放されました。実際に避難した人もおりましたが、その日は、投開票の担当になっていなかった職員がお昼ごろに市役所に集められ、総務部の指示のもと、避難体制を構築しました。

市長の思いとしては、市民の目につく活動をすることにより、市役所が頑張っている姿を現したいようです。プラスの評価もあるようですが、選挙目当てではないかという思いをしている市民もあり、

改めて行政の難しさを感じています。

2018年になり、2期目の話も残すところ1年余りとなりました。自治労組合員のためにまた全力で取り組みますので、今後ともご支援のほどよろしく願いいたします。

## 太 田 市 議 会 報 告

自治労群馬県本部特別中央執行委員  
太田市議会議員 八木田 恭之



### はじめに

早いもので、市議会議員としての活動も4年の任期のうち3年目が終わろうとしています。2017年は、5月に開催された自治労自治体議員連合全国学習会及び10月に開催の自治体議員連合総会と学習会に参加させていただきました。そこでの課題提起と単組の課題を受けての議会活動について、組織課題と組織内議員という視点で、2017年12月定例会までを報告させていただきます。

### 自治体議員連合の学習会

5月の全国学習会では、「少子高齢化社会における公共施設のあり方」として、行政のスリム化を目的に総務省が自治体に2016年度までの策定を要請した公共施設等総合管理計画の策定とその後の対応について、また、自治体の「臨時・非常勤等職員の処遇改善に向けて」として、会計年度任用職員制度導入に関する改正地方公務員法・地方自治法への対応についてのレクチャーでした。

公共施設等総合管理計画の策定とその後の対応は、報道によると現在県内自治体の状況は、みどり市を除き策定済みで、人口減を見込んだ公共施設削減の数値目標明記は11市町村、残る24自治体は目標なしとなっています。(2017.11.15現在)削減に対する自治体の考えは、財政バランス重視、類似施設の集約、住民へのサービス低下の懸念など様々で、設定された目標値も10～40%と違いが大きく、それぞれの自治体の事情が伺えるも

のです。人口減と財政状況の中での、市民サービス水準の維持、そして組織内議員としては、更に職場の減少＝職員数減につながる課題であり、考える機会となりました。

また、10月の自治体議連総会後の学習会では、人勸期に向けての課題として、人事委員会勧告の状況と課題、退職手当引き下げや現給保障廃止への対応などと地公法改正による会計年度任用職員制度導入に向けた詳細な説明と課題の提起、政策課題として地方財政対策、地域公共交通、地域医療改革、子育て安心プラン・保育指針見直しなどの提起を受け、情報を共有することができました。

### 議会質問での問題意識

地方公務員の休暇制度は国家公務員に準じているものが多いですが、国家公務員に導入されていて本市に導入されていない休業制度、高齢者部分休業、就学部分休業、自己啓発休業、職員からの要望のあった配偶者同行休業などの導入について、現状確認を行い、人事院勧告後の9月定例会での一般質問としました。

また、人勸期には、退職手当減額改正の延期、人勸による給与改定と国と地方の手当への配分による格差の問題、給与制度総合見直しによる現給保障終了への対応など、12月定例会に給与条例と退職手当条例の一部改正案が提出されたため、両議案への質疑を行うことにしました。

### 9月定例会一般質問

9月定例会の一般質問は、現業職場と職員の補充について、会計年度任用職員制度導入について、そして地公法で整備されている休業制度の導入について、執行者の考え方を聴くこととしました。休業制度の導入については、6月定例会での対応も検討しましたが、2017年人勤後の9月定例会としたものです。

現業職場と職員の補充については、太田市は、平成19年に公表された「太田市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」により、「退職者の不補充を堅持しつつ、技能労務職員の退職状況を踏まえ、臨時職員等の活用及び再任用制度の検討を行うとともに、更なる民間委託の拡充及び事務事業の見直しを行う」とされています。現在の現業職の正規職員数は、道路保全7人、清掃事業8人、学校関係15人、その他9人の計39人ですが、4年後にはほぼ半減、8年後には今のおよそ四分の一となってしまいます。これでは市民生活に必要な業務ができなくなるため、現業職場が提供する市民サービスの必要性を確認するとともに、現業職員の補充が緊急の課題であるとして、執行者の考えを質しました。具体的には、公共施設等総合管理計画に基づく課題の一つである道路について取り上げ、今後の整備と維持管理、そのための組織と人員体制を確認し、道路保全業務の直営体制維持の考えを問いました。

会計年度任用職員制度導入について、5月の全国学習会での資料を基に、法改正の概要、非正規職員の現状、制度に対する基本的な考え方や導入に向けた準備について確認し、さらに今後の正規職員と非正規職員の人員配置と定数への考え方を聞きました。また、当事者である非正規職員への情報提供と意見交換、特に職員団体との事前協議を求めました。地公法で整備されている休業制度の導入

について、まず、本市職員の賃金労働条件の決定に関する考え方、その中で人事院勧告の位置づけを確認し、次に2017年人事院勧告の取り扱いを問いました。そのうえで、過去の勧告と法整備の状況、ワークライフバランスの実現として、本市に未導入の休業制度、高齢者部分休業、就学部分休業、自己啓発休業、配偶者同行休業について、導入への考えを聞きました。

結果としては、現業職員の補充では、明確な答えは得られませんでした。市民生活に必要な職場に関し、再任用職員や臨時職員の活用、さらに適切な方法を検討したいとの答えでした。会計年度任用職員制度導入については、法改正による制度の実現に向けて、時間は少ないが、現状の非正規職員の任用等の現状把握を行い、制度改正内容の検討、確定させ、必要な措置を講じていきたいとしました。また、今回の制度改正を有効に使い、働く人と行政需要のマッチングがうまくいくような形を目指したいとの答えでした。人事院勧告と休業制度の導入については、人勤制度は労働基本権制約の代償措置であり、本市も勧告に準じた改正を行っているとし、2017年人事院勧告も同様に考えたいとしました。休業制度の導入は、事前に職員団体と人事担当との協議もあり、速やかに条例改正を行いたいとの答えがありました。

## 12月定例会議案質疑

12月定例会では、人事院勧告を受けての給与条例の一部改正案と退職手当条例の一部改正案が提出され、両議案への議案質疑を行いました。

給与条例改正案については、この改正は人事院勧告どおりの内容で、現在の給与制度は国、水準は地方という考えであ

り地方自治体では官民較差が解消しきれていない問題を取り上げ、考えを聞きました。さらに、給与構造改革、給与制度総合見直しという2回の制度改正により地方の給与水準が下げられたことへの考えと、その際の現給保障の今年度末終了による影響を問いました。そして、水準は地方でとされる中で、本市の官民較差解消の考え方として、地方の給与水準を反映する県人事委員会勧告を指標とする考えはどうかを聞きました。

退職手当条例改正は、職員に不利益となる手当の減額を12月定例会で改正し1月施行とした理由、周知期間が極めて短い中での対象者への対応について、確認しました。

回答では、給与改正に関し、地方の給与水準の指標として県人事委員会勧告があるとしましたが、県内全体でそういう方向になれば、との考えを示しました。また、給与制度総合見直しによる現給保障の終了の影響は、現時点では400人を超える職員がいるとしました。職員総数1,448名に対し3割近くが4月から給料が下がる事実が明らかになり、影響が心配されることがわかりました。この件に関しては、引き続き問題意識を持ちつつ取り組む必要があると考えます。退職手当減額改正では、国に準じた改正であり、条例改正後早急に対象者に説明すると答

えがありましたが、退職後の再任用職員の処遇改善の検討を行いたいとの回答もありました。

### 2017年議会活動を通じて

市議として3年目で、今回初の議案質疑を行うことができました。市議会では11人という最大会派に所属し、連合系2名の他は半数が保守系という構成の中では、本会議での議案質疑は避け委員会で質疑をとする空気がありましたが、所管の総務企画委員会に所属していないため自分でできない事情もあり、今回は理解が得られ実現できました。本会議で質問することは、出席した議員と執行者、傍聴者へも知らせる、また会議録という記録に残るという効果があると考えます。市役所で働く職員の課題を解決するには、当局をはじめ、他の議員や市民の理解も必要であり、組織内議員の役割はそこにあると思います。

今後も自治労組織内議員として、県本部・単組組合員との連携をもとに市民の代表としても活動していく所存でありますので、皆様のご指導・ご協力をよろしくお願いいたします。

(詳細は太田市 HP-太田市議会内の会議録、会議結果をご覧ください。)

## やってみよう、私のまちの財政分析：基礎編

編集部

### なぜ財政分析が必要か

行財政改革が進められる場合、「財政が厳しいから」などといわれ、漠然と納得してはいませんか。「財政危機というが、うちの自治体財政は本当に苦しいのか」

「人件費が財政の圧迫要因になっているのか」など、地方自治体の財政分析ができれば、その答えを見出すことができます。地方財政は、そのときどきの政権の方針や政策の変動に対して影響を受けるものであり、自治体が国の政策方針にどのよ

うに対応したか、その結果、財政にどのような影響をもたらしたかを正しく把握することが重要になっています。とくに、過去の財政運営が現在の財政状況に影響していますし、どの行政サービスに財源が集中的に投入されているかなど、その自治体の財政構造や財政運営の問題をつかむことは重要です。

地方財政の分析手法について、先般当センターで開催した「自治体財政分析講座」（講師：飛田博史（公財）地方自治総合研究所研究員）の講演を基に解説します。

### 「決算カード」を見てみよう

財政分析を行うとき、最も基本的で便利な方法は、「決算カード」を使うことです。「決算カード」には、財政分析に必要な財政指標、データが入っており、単年度の「決算カード」やその蓄積により、財政の現状や傾向がつかめます。

「決算カード」は、「平成〇年度決算状況」という各都道府県と市町村の、普通会計の年間収支をまとめたものの通称名です。総務省ホームページの「政策の統計情報」>地方財政状況調査関係資料>決算カードにおいて、現在、平成13年～27年度までが公表されています。

それでは、実際の決算カード、ここでは末尾の「前橋市」を例に見ていきます。決算カードの構成を便宜上、8つのブロックに区切りながら概要を説明します。

ブロック①：自治体の位置等：人口、産業構造、市町村類型、指定団体等の指定、一部事務組合加入など。

ブロック②：歳入の状況：地方税、地方交付税などの一般財源、国庫支出金、都道府県支出金、地方債などの特定財源の全ての歳入項目の決算額と構成比など。「歳入合計（決算額）」は、ブロック⑥の「歳

入総額」と一致。

ブロック③：市町村税の状況：税収の使い道が自由な「普通税」と一定の使い道が決められた「目的税」に分かれる。さらに、地方税法により定められた「法定税」と各市町村の条例による「法定外税」に分かれる。「合計（収入済額）」は、ブロック②の「地方税（決算額）」と一致。

ブロック④：性質別歳出の状況：経費を性質に応じて、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、繰出金、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費など）などに区分し、その決算額と構成比、充当一般財源等を記載。人件費の分析ではこの区分が最適。また、財政指標の一部である経常収支比率も記載。「歳出合計（決算額）」は、ブロック⑥の「歳出総額」と一致。

ブロック⑤：目的別歳出の状況：経費を目的ごとに、決算額と構成比、経費ごとの普通建設事業費、充当一般財源等が示されている。自治体の個別政策を検証する場合などに最適。「普通建設事業費」の「歳出合計」は、性質別歳出の状況（ブロック④）の「普通建設事業費」の「決算額」と一致する。また、「歳出合計」は、性質別歳出の状況（同④）の「歳出合計」と一致する。

ブロック⑥：収支状況：歳入総額、歳出総額の状況をいくつかの収支段階でみたもの。これらのうち、収支状況を示す指標は、歳入歳出差引（形式収支）、実質収支、単年度収支、実質単年度収支の4項目。複数年でみると、自治体の財政運営傾向がわかる。

ブロック⑦：財政指標等：財政関係の基礎的な諸指標。基準財政収入額、基準財政需要額、標準財政規模、財政力指数、実質収支比率、公債費負担比率、健全化判断比率、積立金現在高、地方債現在高、債務負担行為額など。財政状況を把握す



るうえで、重要なブロックのひとつ。  
 ブロック⑧：職員、特別職：一般職員、特別職などの人数、給料の状況が記載されている。

**財政分析の重要な指標とは**

ここでは、財政状況を把握するために重要な指標をみていきます。

「収支状況」をみることで、大まかに黒字か赤字かが判断できます。黒字でも、積立金が安定的に確保されているかなど

分析が必要です。「経常収支比率」は、収支バランスは余裕があるのか、ないのか。財政の硬直度を表す指標です。「財政力指数」は、必要経費を税収でどの程度まかなえるかという財政力を表しています。地方交付税の交付・不交付の目安になります。「実質収支比率」は、財政規模に対して黒字か赤字かを示す指標です。「公債費負担比率」は、公債費に充てられた一般財源が、一般財源総額に対してどの程度の割合になっているかの指標です。（前：○％）などは、前橋市の数値。）

【ブロック⑥】 (単位：千円)

区 分		平成27年度	平成26年度	
収 支 状 況	歳入総額	144,248,654	144,149,821	
	歳出総額	140,548,685	139,491,518	
	歳入歳出差引	3,699,969	4,658,303	★
	翌年度に繰り越すべき財源	377,377	2,142,548	
	実質収支	3,322,592	2,515,755	★
	単年度収支	806,837	-327,195	★
	積立金	1,261,015	5,785	
	繰上償還金	138,777	-	
	積立金取崩し額	3,970	4,298,484	
	実質単年度収支	2,202,659	-4,619,894	★

収支状況（ブロック⑥）

財政収支状況の中では、実質収支が黒字か赤字で、黒字団体か赤字団体かを判断しますので、一番重要です。しかし、黒字であっても、積立金が安定的に確保されているか、積立金取崩し額が増加していないかなど分析しておく必要があります。

「歳入歳出差引（形式収支）」は、歳入総額から歳出総額を引いた額です。（前：3,699,969,000円）

「実質収支」は、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた収支で、一般的に財政が黒字か赤字かを判断する指標です。（前：3,322,592,000円）

「単年度収支」は、当年度の実質収支か

ら前年の実質収支を差し引いたもの（前：806,837,000円）。黒字であれば、当年度に新たな余剰財源が生じたこととなります。3年連続で赤字の場合は、財政危機の信号となります。（前：H26のマイナスは、H25年度の剰余金を食いつぶしたことを意味する。）

「実質単年度収支」は、単年度収支に積立金と繰上償還金をたして、積立金取崩し額を差し引いたもので、実質的な黒字要素、赤字要素を調整したもので、単年度の実質的な収支。赤字の場合は、過去の剰余金を取り崩したことを意味します。（前：2,202,659,000円）

【ブロック④】

性質別歳出の状況（単位：千円・％）		経常経費充当一般財源等	経常収支比率★
区 分			
人件費		19,027,603	23.8
うち職員給		-	-
扶助費		8,911,403	11.1
公債費		14,829,576	18.5
内訳	元利償還金	13,146,285	16.4
	元金	1,683,291	2.1
	利子	-	-
	一時借入金	-	-
	利子	-	-
（義務的経費計）		42,768,582	53.4
物件費		12,779,546	16.0
維持補修費		1,020,666	1.3
補助費等		8,621,459	10.8
うち一部事務組合負担金		44,029	0.1
繰出金		8,504,022	10.6
積立金		-	-
投資・出資金・貸付金		-	-
前年度繰上充用金		-	-
投資的経費			
うち人件費			
内訳	普通建設事業費		
	うち補助		
	うち単独		
	災害復旧事業費		
	失業対策事業費		
歳出合計		90,117,827千円	

経常経費充当一般財源等計  
73,694,275千円  
経常収支比率★  
92.0% (99.5%)  
(減収補填債(特例分)  
及び臨時財政対策債除く)  
歳入一般財源等

経常収支比率（ブロック④）

地方税、地方交付税などの用途の自由な一般財源（歳入の状況（ブロック②）欄の経常一般財源等の合計額）のうち、人件費などの経常的な経費（経常経費充当一般財源等（ブロック④）の合計額）の占める割合をみて、財政構造の弾力性（自由度）を判断するものです。

経常収支比率が高いと財政が硬直しているとされます。理想的には80%未満が望ましいですが、全自治体とも平均90%前後が実態（前：92.0%）。100%を超えると、経常的な経費にまで臨時的な財源を充てている状態で、不健全な財政運営を示します。義務的経費が高止まりし、一般財源額が伸びない近年では、比率が

上昇する傾向です。

経費別の内訳をみると財政硬直化の原因がわかります。人件費が40%（前：23.8%）、公債費が20%（前：18.5%）を超えると警戒しなければなりません。

## 【ブロック⑦】

区 分	平成27年度 (千円)	平成26年度 (千円)
基準財政収入額	44,167,662	43,664,313
基準財政需要額	55,318,417	54,874,325
標準税収入額等	56,735,691	56,722,779
標準財政規模	77,340,811	77,822,953
財政力指数	0.79	0.78
実質収支比率	4.3	3.2
公債費負担比率	16.6	16.2
健全化率	-	-
実質赤字比率	-	-
実質公債費比率	8.0	8.0
将来負担比率	58.7	67.9
積立金高	10,040,179	7,283,134
財源特定目的	1,292,110	1,242,872
調債	6,038,028	5,591,875
地方債現在高	151,675,422	151,934,259
債務負担行為額 (支出予定額)	20,169,633	2,705,280
物件等購入 保証・補償	-	-
その他の 実質的なもの	2,446,131	3,319,616
収益事業収入	200,000	200,000
土地開発基金現在高	1,000,734	1,000,585
徴収率	99.6 98.1	99.4 97.7
現年計	99.5 98.4	99.5 98.0
	99.5 97.4	99.3 96.8

★  
★  
★

## 財政力指数（ブロック⑦）

数値が高いほど税収で歳出をまかなえる財政力が高く、地方交付税への依存度が低い。基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均値です。目安として、1を超えた団体は普通交付税の不交付団体、1未満の場合には交付団体となります。（前：0.79＝普通交付税の交付）。指数の高低は交付税への依存度であり、必ずしも低い＝マイナスの評価ではありませんが、毎年度の地方交付税制度の見直しの影響は大きくなります。

## 実質収支比率（ブロック⑦）

財政規模（標準財政規模（ブロック⑦））に対する当該自治体財政（実質収支（ブ

ロック⑥）が、黒字か赤字かを示す財政指標です。プラス3～5%の範囲にあることが望ましいとされています（前：4.3）。実質収支比率がマイナスの場合は赤字団体を示します。

実質収支比率が3%を下回った場合、剰余金が少なく、翌年度に不測の事態が生じると弾力的な対応ができない状況が想定されます。一方、5%を超える場合は、剰余金が多額に発生したことで、収入が当初より相当上回ったか、歳出の不用額が多額に生じた状況を示しており、適切な財政運営ではなかったといえます。

## 公債費負担比率（ブロック⑦）

借金等の返済（公債費の充当一般財源等（ブロック④））が、税金などの一般財

源（歳入一般財源等（ブロック④））にどの程度使われているかの指標です。この水準が高いと一般財源の使途が硬直的になっているといえ、他の施策に振り向ける財源が窮屈になりますので、できる限り低いことが望ましい。一般的に、15%が警戒ライン、20%以上が危険ラインといわれます（前：16.6%）。

### 財政分析の留意点

ここまで財政分析の意義、決算カードの概要、分析における重要な指標などを見てきました。黒字か赤字か、黒字の程度、財政の自立度、財政の硬直度、借金の負担度などがわかれば、財政分析の基本は把握できたといえます。実際の分析作業（参考文献：自治体財政分析のてびき（自治労本部作成））は、以下の点に留意しながら、各自治体のデータ収集から始めてみましょう。

- ①指標関連の目安や、制度上の基準を覚える
- ②最低5年程度（できれば長期）の推移をみる
- ③全国平均や類似団体（市町村類型で分類：ブロック①右上）で比較する
- ④比較後、劣位なものは何か。それは改善方向か否か
- ⑤まずは、歳出・歳入の推移、構成の状況を分析する
- ⑥収支の赤字か黒字かだけでなく、地方債残高や積立金の状況を見ると、将来が予兆できる
- ⑦大きな変化の原因を探り、わからなければ、財政担当に聞いてみよう
- ⑧とにかく継続してデータを蓄積、そのうえで見えてくるもの（分析）がある

【プロック1】

平成27年度 決算状況					人口		面積																																					
					27年度	26年度	27年度	26年度																																				
					人口	人口	面積	面積																																				
					338,194	340,291	310.91 km <sup>2</sup>	311.59 km <sup>2</sup>																																				
					人口増減率	人口増減率	人口増減率	人口増減率																																				
					-0.2%	-0.2%	0.0%	-0.3%																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住民基本台帳人口</th> <th>うち日本人</th> <th>外国人</th> <th>外国人比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区</td> <td>330,300</td> <td>324,881</td> <td>5,419</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>2区</td> <td>359,594</td> <td>355,807</td> <td>3,787</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>3区</td> <td>49,290</td> <td>48,500</td> <td>790</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table>									区分	住民基本台帳人口	うち日本人	外国人	外国人比率	1区	330,300	324,881	5,419	1.6%	2区	359,594	355,807	3,787	1.1%	3区	49,290	48,500	790	1.6%																
区分	住民基本台帳人口	うち日本人	外国人	外国人比率																																								
1区	330,300	324,881	5,419	1.6%																																								
2区	359,594	355,807	3,787	1.1%																																								
3区	49,290	48,500	790	1.6%																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区別</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区</td> <td>第1次</td> <td>7,138</td> <td>9,658</td> <td>4,626</td> <td>4,348</td> <td>37,109</td> <td>24,474</td> </tr> <tr> <td>2区</td> <td>第2次</td> <td>4.5</td> <td>11,348</td> <td>21.9</td> <td>116,629</td> <td>116,629</td> <td>116,629</td> </tr> <tr> <td>3区</td> <td>第3次</td> <td>7.138</td> <td>4.5</td> <td>21.9</td> <td>116,629</td> <td>116,629</td> <td>116,629</td> </tr> </tbody> </table>									区分	区別	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	1区	第1次	7,138	9,658	4,626	4,348	37,109	24,474	2区	第2次	4.5	11,348	21.9	116,629	116,629	116,629	3区	第3次	7.138	4.5	21.9	116,629	116,629	116,629				
区分	区別	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																																					
1区	第1次	7,138	9,658	4,626	4,348	37,109	24,474																																					
2区	第2次	4.5	11,348	21.9	116,629	116,629	116,629																																					
3区	第3次	7.138	4.5	21.9	116,629	116,629	116,629																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村</th> <th>収入</th> <th>支出</th> <th>繰越金</th> <th>繰越金比率</th> <th>繰越金比率</th> <th>繰越金比率</th> <th>繰越金比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区</td> <td>市町</td> <td>48,792,411</td> <td>32,300,230</td> <td>16,492,181</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> </tr> <tr> <td>2区</td> <td>市町</td> <td>48,792,411</td> <td>32,300,230</td> <td>16,492,181</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> </tr> <tr> <td>3区</td> <td>市町</td> <td>48,792,411</td> <td>32,300,230</td> <td>16,492,181</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> <td>33.6%</td> </tr> </tbody> </table>									区分	市町村	収入	支出	繰越金	繰越金比率	繰越金比率	繰越金比率	繰越金比率	1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%	2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%	3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%
区分	市町村	収入	支出	繰越金	繰越金比率	繰越金比率	繰越金比率	繰越金比率																																				
1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%																																				
2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%																																				
3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%	33.6%																																				

【プロック2】

区分	種別	金額	増減率	増減率	増減率		増減率
					27年度	26年度	
1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%

【プロック3】

区分	種別	金額	増減率	増減率	増減率		増減率
					27年度	26年度	
1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%

【プロック4】

区分	種別	金額	増減率	増減率	増減率		増減率
					27年度	26年度	
1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%

【プロック5】

区分	種別	金額	増減率	増減率	増減率		増減率
					27年度	26年度	
1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%

【プロック6】

区分	種別	金額	増減率	増減率	増減率		増減率
					27年度	26年度	
1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%

【プロック7】

区分	種別	金額	増減率	増減率	増減率		増減率
					27年度	26年度	
1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%

【プロック8】

区分	種別	金額	増減率	増減率	増減率		増減率
					27年度	26年度	
1区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
2区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%
3区	市町	48,792,411	32,300,230	16,492,181	33.6%	33.6%	33.6%

(注) 1. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。2. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。3. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。4. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。5. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。6. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。7. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。8. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。9. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。10. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。

(注) 1. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。2. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。3. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。4. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。5. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。6. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。7. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。8. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。9. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。10. 市町別別表の増減率等は、前年度との増減率を示す。

# (一財) 群馬県地方自治研究センター入手資料

(2017年12月1日~2018年1月18日)

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
12/1	北海道自治研究 第 586 号	(公社)北海道地方自治研究所	2017年11月	人口減少下のまちづくりを考える：旭川大学准教授・大野雅志	探訪 北の風景：上川管内美深町仁字布・青木和弘	議会改革短信：斜里町議会事務局・阿部公男
12/1	自治総研 第 469 号	(公財)地方自治総合研究所	2017年11月	改めて地方自治体の財務書類について考える：明治大学教授・兼村高文	公文書管理制度をめぐる課題・問題：情報公開クリアリリンクハウス理事長・三木由希子	自治体選挙法の消滅：(公財)地方自治総合研究所研究員・堀内匠
12/4	2015 年度財政状況概観	相模原地方自治研究センター	2017年10月			
12/7	信州自治研 No.310	長野県地方自治研究センター	2017年12月	人口減少下の地域づくりと「田舎回帰」の意義：立命館大学共通教育推進機構・宮下聖史	「新たな広域連携の枠組みと長野県における広域連合との関わり(仮称)」の進捗状況について：編集部	地域公共交通の再編：佐久市環境部生活環境課主任・大井裕史
12/11	ながさき自治研 No.70	長崎県地方自治研究センター	2017年11月	今こそ必要な核兵器禁止条約：長崎県平和運動センター被爆者連絡協議会副会長・川副忠子	「人権に関する県民意識調査」から見たもの：長崎県人権教育啓発センター・阿南重幸	あなたのメールも見られている！スノーデンから日本への警告、共謀罪と監視社会を許さない：ジャーナリスト・小笠原みどり
12/15	自治研かごしま No.117	鹿児島県地方自治研究所	2017年11月	地域総戦力の観光まちづくり：NPO 法人観光おこそ会 観光プロジェクトリーダー・加藤潤	「田舎回帰」の潮流と地域づくり：鳥取大学地域学部教授・高井一伸	農業生産工程管理 (GAP) の取組に関する予備考察：鹿児島大学農学系教授・田代正一
12/18	生活交通をみんなで描こう	兵庫地方自治研究センター	2017年11/23			
12/22	地方公務員月報 653号	総務省自治行政局公務員課	2017年12月	大規模震災時における地方自治体の災害対応体制：兵庫県立大学大学院准教授	熊本地震被災市町村の現状と課題：熊本県総務部市町村・役務局市町村課	長時間労働抑制システムの導入：寝屋川市総務部人事室
12/22	るびゅ・さあんとる No.17	(公社)東京自治研究センター	2017年12月	死者ゼロをめざす首都直下地震対策：鎌倉学園女子大学教授・殿屋一	東日本大震災への対応と今後の震災対策：東京都交通局総務部安全対策推進課課長代理・小林靖茂	安全で安心できる良質な公共サービス：東京清浄労働組合副委員長・中里保夫
12/22	自治研かながわ月報 No.168	(公社)神奈川県地方自治研究センター	2017年12月	2017 総選挙の結果をよむ：(公社)神奈川県地方自治研究センター顧問・上林得郎		
12/25	北海道自治研究 第 587 号	(公社)北海道地方自治研究所	2017年12月	憲法・新党結成と野党の合流分裂で安倍一強継続：北海道新聞社道政キャップ・山本武史ほか		
12/25	とちぎ地方自治と住民 Vol.537	(一社)栃木県地方自治研究センター	2017年12月	見えない貧困を視る(子ども宅食)：元東洋大学教授・沼田良	財政健全化の指標・残高状況を見る：(公財)地方自治総合研究所研究員・飛田博史	「女性活躍推進」の正攻法：労働ジャーナリスト・渋谷龍一
12/25	自治総研 第 470 号	(公財)地方自治総合研究所	2017年12月	ドイツの空間整備における「同等の生活条件」目標と中心地構想：広島大学名誉教授・森川洋	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律：(公財)地方自治総合研究所研究員・上林陽治	地方自治法等の一部を改正する法律：(公財)地方自治総合研究所研究員・其田茂樹
1/4	自治研センターたより N0.6	兵庫地方自治研究センター	2017年12月	安倍政権における「村度」の由来：関西大学総合情報学部教授・木谷晋一	シンポ「みんなでつくる生活交通」開催：編集部	
1/4	自治研ぎふ 第 119 号	岐阜県地方自治研究センター	2017年12月	長良川と街なかにもみる水の循環と地域づくり：岐阜大学教授・富樫幸一	京都風俗案内所規制について：岐阜大学准教授・三谷晋	ICTを活用した新しい健康指導の取り組み：関市議員・土屋雅義
1/9	月刊自治研 No.700	自治研中央推進委員会	2018年1月	「月刊自治研」作り手の想い：編集部	SDGs とは何か：慶徳義塾大学環境情報学部教授・蟹江憲史	SDGs を自治体の政策に活かす：(一財)建築環境・省エネルギー機構理事長・村上周二
1/9	信州自治研 No.311	長野県地方自治研究センター	2018年1月	非正規公務員大団長野：(公財)地方自治総合研究所研究員・上林陽治		
1/9	自治権いばらき No.126	(公社)茨城県地方自治研究センター	2017年12月	茨城県地域医療構想について：茨城県厚生総務課課長・荒井正徳		

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
1/15	公務員制度改革という時代 自治総研叢書 36	佐藤英善編著	2017年 12/25			
1/18	フォーラムおおさか No.151	大阪地方自治研究 センター	2018年 1月	増え続ける基金と将来への「備え」を考える：大阪地方自治研究センター研究委員・木下誠	図書館と指定管理者制度：自治労牧方市職員関係労働組合書記次長・橋本春樹	
1/18	DIO No.333	(公財)連合総合生活 開発研究所	2018年 1月	地域に必要とされる公共サービスを實現する：(公財)地方自治総合研究所・菅原敏夫	子どもの食にかかわる地域ニーズへの取り組み：跡見学園女子大学・郷咲子	市民と「信頼と協働」の関係を築こう：NPO 法人丹南市民自治研究センター・伊藤謙夫
1/18	長野県内市町村のおだい どころ・2015年度版 自治体財政分析結果	長野県知王自治研究 センター	2018年 1/16			
1/18	新潟自治 Vol.74	(公財)新潟県自治 研究センター	2018年 1月	叶うか「閉塞感からの脱却」への願い：座談会	「暮らしやすさ」の目指すもの：新潟自治研センター研究員 齋藤喜和	地域事情と移動の確保：新潟自治研センター研究員・関谷浩史